

>>> 家庭経済

# 自然災害に対し、 家計はどう備えればいいのか



FP事務所アイプランニング  
代表/  
ファイナンシャル・プランナー  
飯村 久美

。【いいむら・くみ】損害保険会社勤務後、その人の夢が叶うマネープランをサポートすることを目的として、2006年FP事務所を開業。これまで手がけた家計相談は1100世帯を超える。セミナー講師、メディア出演など幅広く活動中。近著は『年収300万円でもラクラク越えられる貯蓄1000万円の壁』（KADOKAWA）。

自然災害が多い日本

2024年元旦、能登半島地震が起こり、年の初めから地震の怖さを思い知らされました。日本は環太平洋変動帯に位置し、世界の中でも地震が起きやすい地震大国です。

また近年、豪雨による土砂崩れや洪水など大規模な自然災害が多発しています。火災保険の保険金支払い額からも、自然災害の支払いが顕著に増えているのが分かります【図表1】。地球温暖化や日本の地形、気象などの条件があわさり、洪水や土砂災害が発生しやすい環境にあるようです。

こうした自然災害に、家計はどのように備えていけばよいでしょうか。今一度、自宅の損害をカバーする保険や公的支援を確認し、家計の備えを点検しておきましょう。

地震をのぞく自然災害の多くは、「火災保険」で補償される

自然災害で建物や家財（家の中にある生

活用品）に損害を受けた場合、「火災保険」

が役に立ちます。火災保険というと、火災発生時の補償というイメージがありますが、それだけではありません。様々な災害が火災保険の対象になります。主な例を見てみましょう。

- ① 火災、落雷、破裂・爆発  
（建物の例）火災により建物が焼失した。  
（家財の例）落雷により家電製品が壊れた。
- ② 風災、雹災、雪災  
（建物の例）暴風で屋根が損害を受けた。  
（家財の例）雹で窓ガラスが割れ、家財が損害を受けた。
- ③ 水災  
（建物の例）大雨による洪水で床上浸水し、建物が損害を受けた。  
（家財の例）大雨による土砂崩れで、家財が損害を受けた。
- ④ 物体飛来、落下  
（建物の例）取材中のヘリコプターから物が落ちて、自宅の屋根が破損した。

⑤ 水ぬれ

（建物の例）給排水設備が破損し、部屋が水びたしになった。

（家財の例）マンション上階からの水漏れにより、家財が損害を受けた。

⑥ 騒じよう

（建物の例）自宅の前でデモなどの大規模な破壊行為が起き、自宅が大きく破損した。

⑦ 盗難

（建物の例）泥棒により窓ガラスが割られた。  
（家財の例）泥棒により現金や家財が盗まれた。

⑧ 破損、汚損等

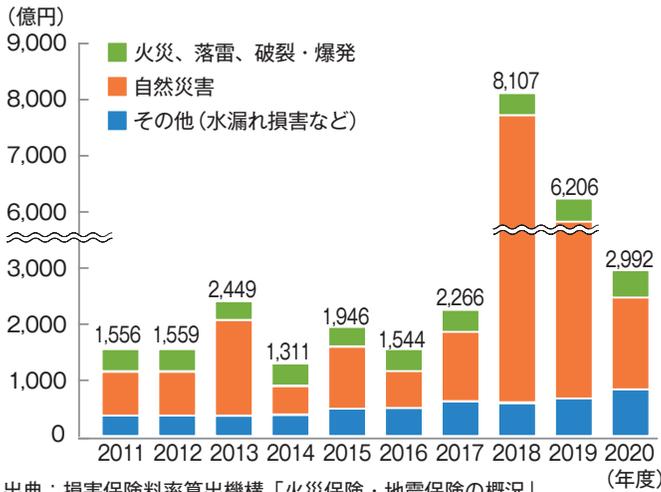
（建物の例）うっかり窓ガラスを割ってしまった。  
（家財の例）誤ってコーヒーをこぼして、パソコンを壊した。

このように火災保険の補償範囲は多岐にわたりますが、地震、噴火、津波を原因とする損害は補償の対象外となり、「地震保険」で備えることになるので注意しましょう。

火災保険の契約の仕方は様々で、最低限



【図表1】 保険金支払いの推移



出典：損害保険料率算出機構「火災保険・地震保険の概況」

必要な補償のみのシンプルなタイプや、全てのリスクをカバーするタイプなどがあります。補償の範囲が広がるほど保険料は高くなります。インターネット販売の保険会社などでは、必要な補償だけを選んで自分でカスタマイズするタイプもあります。水災の補償が必要な方は、水災補償に入っているか確認しましょう。

火災保険に加入する際は、補償の対象を「建物のみ」「家財のみ」「建物+家財」から選択します。一般的に、持ち家の人は建物と家財の両方に、賃貸に住んでいる人は家財のみに加入します。

保険金の支払いは「実損払い」といって、生命保険とは異なり、契約した保険金

額の範囲内で実際の損害額が支払われます。例えば、3000万円の保険金額の場合、災害時に3000万円全額が支払われるのは、「全損」に認定された場合のみになります。また、その建物に適正額を上回る4000万円の保険金額をかけても、最大3000万円までしか出ません。保険によって利益を得ることはできず超過した保険料は無駄になってしまいますので、適正な金額で保険に入りましょう。

また、「時価」（現在の建物の価値）ではなく、同じものを建て直したり、購入したりできる金額「新価」で契約するのが一般的です。

### 家財を守る

#### 「火災保険の家財補償」

建物だけでなく、大切な家財を守るための家財補償についても確認しましょう。

火災保険で家財補償の対象となるのは、家具や電化製品、洋服、パソコン、自転車など家の中にある生活用品です。家の中のものでも、浴槽や便器は動かさないのでも「建物」で補償されます。引っ越しなどで動かせるものが「家財」と考えられるとわかりやすいでしょう。ただし、これらを外に持ち出している時は補償の対象外になります。

家財で補償されないものもあります。車、ペット、植物、現金（焼失などはカバーされないが、盗難の場合は盗難補償でカバーされる）、証券、クレジットカード、パソコンやUSBに保存したデータなどです。ま

た、1組が30万円を超える貴金属や宝石、美術品などは補償の対象外になります。こちらは「明記物件」といって契約時に申告することで補償されます。

家財の保険金額を決めるには、実際に家の中にある家財の金額を見積もってみるか、各保険会社が出している家財保険の保険金額の目安を参考にします。例えば、独身は300万円、45歳で4人家族は1500万円など。一般的に世帯主の年齢が高く、家族の人数が多くなると保険金額が高くなりますが、家財の内容や家計とのバランスを見て保険金額を決めるとよいでしょう。

### 台風や豪雨に役立つのは

#### 「火災保険の水災補償」

近年、特に多発しているのが台風や集中豪雨に伴う水災の被害です。2019年の台風19号では、川から離れている地域にもかかわらず47階建てのタワーマンションが浸水し、電気系統がやられて電気もエレベーターも長期間使えなくなりました。これは内水氾濫といい、大量の雨に対して排水機能が追い付かずに浸水してしまう現象をいいます。マンホールから水が噴き出す光景も近年、よく見られます。被害にあつた人は「こんな浸水リスクがあるとは知らなかったし、災害といえば地震しか考えていなかった」と語っていました。

こうした水災による建物や家財の損害は、火災保険の「水災補償」でカバーします。

一般的な水災補償では、契約金額に対して30%以上の損害を受けた場合や、床を超えて水が入ってくる床上浸水など一定の被害があった場合に保険金が支払われます。

水災補償は、全ての火災保険についているものではなく、プランによって異なります。

昔入った火災保険には水災の補償がついていない場合があります。ご自身が入っている保険の内容をよく確認してみましょう。

水災の補償が必要かどうかを判断するには、「ハザードマップ」で確認するとよいでしょう。国土交通省のハザードマップポータルサイトでは住まいの地域や、洪水、内水など災害の種類から調べることができます。

また、火災保険では、車は補償の対象外になっています。大雨で車が浸水した場合などは、自動車保険の車両保険で補償されます(補償される自然災害の範囲は保険会社によって異なる場合があります)。

筆者の知人は、大型台風で駐車場に停めておいた車が浸水し、電気系統がやられて全損になったそうです。加入していた自動車保険で補償が受けられましたが、「車両新価特約」をつけていたため新価で保障が受けられてよかったですと話していました。

「車両新価特約」は、契約の車が「全損」あるいは「修理費用が新車価格の50%以上となった場合」に、車の再購入費用を元の車の新車価格を限度に保険金として受け取れる特約です。「建物」のところでもお伝えしましたが、建物や車は経年劣化で価値が

減っていくので「新価」で補償が受けられるようにしておくとういでしょう。

### 生活再建を目的としている 「地震保険」

自然災害の中でも、地震、噴火、これらによる津波を原因とする損害においては、火災保険ではなく地震保険で備えます。地震保険も建物と家財、または両方合わせて契約することができますが、地震保険単独で入ることはできず、必ず火災保険とセットで加入します。すでに火災保険に加入している人は、あとから地震保険に加入することもできます。2022年度のデータでは、火災保険に加入している人の約7割が地震保険に加入していました。

地震保険は政府と損害保険会社が共同で運営しているため、どの保険会社で入っても補償内容や保険料は同じです。保険料は地域によって異なり、地震発生のリスクが大きい地域では他の地域と比べて保険料が高くなっています。

地震保険の契約金額は、火災保険の契約金額の30%~50%の範囲でしか設定できず、地震によって建物が全壊したとしても、再び建てるのに必要な補償を得ることはできません。なぜなら、地震保険はあくまで生活の再建が目的だからです。

また、損害額に応じてではなく、損害の程度によって4段階に分かれて保険金が支払われます。「全損」は地震保険金額の全額、

「大半損」は60%、「少半損」は30%、「一部損」は5%です。ちなみに、東日本大震災で支払われた地震保険の総額は1兆2800億円を超えました。巨大地震はとてつもなく大きな被害をもたらしました。繰り返しになりますが、地震による損害は火災保険ではなく、地震保険をセットしないとカバーされません。未加入の方は、万に備え、地震保険も検討しましょう。

### 我が家に最適な 損害保険の入り方

損害保険に加入する際の手順を、ご紹介します。

#### ① 災害にあうリスクを見積もる

身の回りにどのような自然災害のリスクがあるか把握しましょう。先に紹介したハザードマップポータルサイトの「重なるハザードマップ」が便利です。ここでは、洪水・土砂災害・高潮・津波のリスク情報、土地の特徴などを地図や写真に自由に重ねて表示できます。

#### ② 保険の種類を検討する

リスクを評価した後、どのような種類の損害保険が必要かを検討します。一般社団法人日本損害保険協会のホームページには火災保険や地震保険の補償内容が掲載されていますので、参考に見ましよう【図表2】。

#### ③ 保険金額を決定する

建物や家財の価値などから、保険金額や免責金額(損害時の加入者の自己負担額)



【図表2】一般社団法人日本損害保険協会のホームページ

<https://www.sonpo.or.jp/wakaru/>



を確認しましょう。リスクに合わせて、適切な保険金額を選択します。

④ 複数の会社やプランを比較検討する

補償内容や保険料、条件などを比較し、最適なプランを選びましょう。

⑤ 保険を契約する

契約概要や注意喚起情報を読んで、補償される内容と補償されない内容を確認しましょう。その他、免責金額、補償範囲、保険金支払い条件などもチェックしましょう。

⑥ 定期的に保険の見直しをする

契約更新の際やリスクが変化した際は、状況に合わせて保険内容の見直しを行いましょう。万一、被災した際は、速やかに保険会社や代理店に連絡を入れましょう。そして、被災した建物や家財の被害状況を写真やビデオで記録しておきましょう。その際、ペットボトルなど身近にあるものと一緒に

撮影すると、大きさや高さがわかりやすくなります。

災害時でも困らない貴重品の管理

災害時の備えとして、貴重品について考えておくことも重要です。貴重品には、現金（硬貨、紙幣）、有価証券、宝石、高級時計、その他、自分にとって価値の高いものが該当します。我が家にはどんな貴重品があるのか、リスト化しておくといざという時に慌てずすみえます。写真を撮ってリストに添付しておくとい良いでしょう。写真があれば、盗難や紛失の際にも役立ちます。

貴重品は適切な場所に保管することが重要です。例えば、水災に備えて高い場所に保管する、地震に備えて耐震性のある物の中に保管するなどです。保管には防水性

【図表3】災害時の貴重品リスト

- 家の鍵
- 車の鍵
- 現金（小銭も大切）
- 銀行の通帳もしくは口座番号の控え
- クレジットカード  
（現金をすぐに引き出せない場合に役立つ）
- 印鑑
- 身分証明書  
（健康保険証、運転免許証、パスポート、年金手帳、マイナンバーカードなど）
- 生命保険・損害保険・地震保険などの証券または証券番号の控え

や耐火性のある入れ物を使用するとよいでしょう。不動産権利証は、火事や水害で紛失した場合も再発行はできません。こうした重要な文書は適切な場所ですっきりと守っておきたいものです。自宅での保管に不安が残る貴重品は、銀行などの貸金庫を利用する手もあります。貴重品の保管場所については家族と情報共有しておきましょう。

避難する時の貴重品の持ち出しについても、何を持ち出すかを決めて、非常時にすぐに持ち出せるようにしておきましょう。防災士によると、【図表3】のものをあらかじめ準備しておくとい良いでしょう。避難先では、貴重品をポシェットや肩掛けバッグ等で肌身離さず持ち歩き、盗難やクレジットカードのスキミングなどにも注意しましょう。

ただし、貴重品などの持ち出しは、あくまでも身の安全が確保されている前提の話ですので、緊急を要する時には、自分の命を最優先にしてください。災害救助法が適用されるような大規模災害発生時は、通帳や届出印がなくても本人確認ができれば払い戻しが可能な場合があります。

いつ起きてもおかしくない自然災害。我が家にはどんなリスクがあり、どのくらいの損害が起こる可能性があるのか、備えはできているのかなど災害を自分ごととして捉え、もしもの時に生活を守るために必要な資金・補償を備えておきましょう。